

## 石炭火力発電所の立地抑制に向けた取り組みについて

### 1. 現行条例について

- (1) 本市の環境影響評価条例は、制定時より「事前調査書」制度を導入している。
- (2) 現行条例が適用された仙台商松発電所においては、本市の事前指導に基づき、排出ガス濃度を国内最高水準まで削減するなど大幅な事業計画の見直しへとつなげたところであり、現行条例は十分に機能しているものと考えている。
- (3) 環境影響評価制度は事業計画を中止させる調整機能を有しておらず、実効ある立地抑制策を講ずるに際しては、条例改正によらず、全く別の視点からのアプローチが必要と認識する。

### 2. 基本的な考え方について

- (1) 本市域内へのさらなる石炭火力発電所の立地については、自粛するよう強く求めることとしてはどうか。
- (2) 上記の要請にもかかわらず本市域内への立地を検討するに際しては、以下の手続きを踏むよう強く求めることとしてはどうか。
  - ① ゼロ・オプションを含めた複数の計画案を作成し、それぞれの環境影響について予測・評価すること。
  - ② ①について公表するとともに、説明会の開催や市民等からの意見聴取を行うこと。
  - ③ ①及び②の結果について、環境影響評価審査会に報告し、意見を聴くこと。
- (3) 上記の手続きの結果を踏まえ、市長が当該石炭火力発電所の立地に関して、必要な意見を述べることとしてはどうか。
- (4) 以上については、本市の指導方針として定め、これに応ずるか否かは、事業者の判断に委ねることとしてはどうか。義務付けとするのではなく、敢えて任意の制度とすることにより、環境負荷に対する事業者の姿勢が厳しく問われる設計としてはどうか。

### 3. 今後の進め方について

環境審議会での議論、仙台市議会経済環境委員会での議論を踏まえ、可能な限り早期に策定・公表することとしたい。